

○課程博士・論文博士の取扱い

区 分	課 程 博 士			論 文 博 士	
申 請 者	本研究科に2年8ヶ月以上在学し、12単位以上を修得し、又は修得見込で必要な研究指導を受けたもの		本研究科に1年8ヶ月以上在学し、12単位以上を修得し、又は修得見込で、かつ、必要な研究指導を受け、特に優れた研究業績をあげ、主指導教員が推薦した者	本研究科に3年以上在学し、必要な研究指導を受け、12単位以上を修得して退学した者	本研究科の学位申請資格審査に合格した者
	標準修業年限（3年）修了予定者	標準修業年限（3年）を超えて在学する者			
審査申請時期	最終年次の研究科長の指定した日までに論文提出	左記期限以後提出の場合	随時提出できる。ただし学位が授与されるのは、毎年2回（9月と3月）であり、その期の学位授与日の授与には、当該期における研究科長の指定する日までに提出すること。		
審査手数料	不 要			5万7千円（退学の日から1年以内の提出者は不要）	
最終試験又は 学力確認のための 試問	学位論文を中心として、これに関連する科目について口頭又は筆答により最終試験を行う。			博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の広い学力を有することを確認するため、学術論文を中心としてこれに関連する科目について、口頭又は筆答により試問を行う。外国語1種類を筆答により課する。 (退学後3年以内に論文を提出した場合は、課程博士の最終試験に準じた試験に代えて行う。)	
学位授与の時期	修学年限内に課程修了を認定し、研究科委員会の承認を経て学位を授与する。	論文提出後1年以内に審査及び試験を終了し、研究科委員会の承認を経て学位を授与する。ただし、論文提出後、退学した者については、退学の日にかかのぼって課程修了を認定する。この場合、退学の日は、学年末又は学期末に限る。論文提出後、学年末又は学期末以外の時期に退学する者は、論文博士として取り扱う。		論文提出後1年以内に審査及び試験を終了し、研究科委員会の承認を経て学位を授与する。	
そ の 他				論文受理には事前に予備審査会を実施し承認を得ておく必要がある。	課程博士の称号を得ようとする者は、再入学すれば取得資格を得ることができる。(入学料・授業料の納付要。)

※申請者欄の「12単位以上修得」は、平成19年度以前の入学生については「共通セミナー60時間以上を受講」と読み替えて取り扱う。